

ヴァイマル共和政からナチスのファシズムへの転換

——経済恐慌・中間層・憲法の問題点——

保 住 敏 彦

The Origins of the German Economic Crisis (1929–1931) and It's Social-and Political Influences to the Weimar Republic

Hozumi, Toshihiko

目次

1. 問題の論点
2. 第一次大戦の戦時賠償の問題
3. ドイツ経済恐慌（1930–35年）の原因
——資本輸入の原因とその後の停滞
4. 社会的対立と社会運動の問題
 - (1) 中間層の社会的意義
 - (2) ベルンシュタインの中間層評価
 - (3) ヒルファディングの新中間層論
5. ヴァイマル憲法の政治的および法的問題

1. 問題の論点

ドイツにおいてもわが国においてもヴァイマル共和国について多くの研究がなされてきている。

その理由のひとつは、ドイツにおけるナチズムによるヴァイマル共和政の崩壊はなぜ行われたのかという問題である。すなわち、第一次大戦の終戦によって作り出され、当時最も民主的で社会的な憲法とみなされたヴァイマル共和政（議会制共和国）が、約12年あまりで破壊され、ナチス党（民族社会主義ドイツ労働者党）による独裁国家に転化したのはなぜかという問題意識からである。

わが国は、第二次大戦の終戦後、世界でもまれな武力放棄と民主主義的な人権を重視する憲法を持つようになり、アメリカの核兵器に依存しつつも、75年にわたって憲法を維持してきた。このような世界戦争後の敗戦国の民主化という条件にあって、ドイツが第一次大戦後、どのような運命によって、10年あまりで議会制民主主義を放棄し独裁国家へ移行したのかという問題は、教訓となりうる問題であった。

このヴァイマル共和国の崩壊の事情については、歴史家の立場からおおくの研究がなされてきた¹。それ以外にも、経済学や社会学や政治学などの領域においても、多くの研究が積み重ねられてきた。経済学の領域では、第一次大戦後の戦争賠償金の負担の問題やドイツの復興過程でのアメリカ、イギリスなどの海外資源のドイツへの投資が果たした役割の大きさとアメリカに始まる大恐慌の果たした悪弊害の役割が注目された。また、社会学の領域で

¹ 田村栄子・星乃治彦編著『ヴァイマル共和国史の光芒—ナチズムと近代の相克—』昭和堂2007年は、そうした研究の一つである。そこでは研究史についての紹介が記されている。また、E. コルプ著柴田敬二訳『ワイマル共和国史 研究の現状』刀水書房1987年にも紹介がある。

は、マルクス主義が軽視した新・旧中間階級の役割が、見直された。資本家と労働者の階級対立以外に、農民や商人の中間階級および職人層などの中間階級が、独自の政治的力量を発揮した²。最後に、ヴァイマル憲法の中に含まれた大統領の「緊急令」の特権が、議会政治を破壊する力を持っていたという政治学的な問題がある。本稿では、こうした問題を検討して、ヴァイマル共和政の議会政治が、ナチズム支配のファシズム国家に転嫁していった事情について検討したい。

2. 第一次大戦の戦時賠償の問題

ドイツの第一次大戦後の経済を述べると、当初、第一次大戦中に始まるインフレーションが、戦後の混乱の中で、増大し、1932年にはマルクの価値が1兆分の1にまで低下するハイパーインフレーションが発生した。この混乱のなかで、企業経済の復興はなされ、1925年には1913年の水準にまで復帰した。しかし、この戦後のハイパーインフレーションによって、中間階級はその資産をうしない、経済力を喪失した。他方、工業生産は増大し、経済生産力の増大と労働者の雇用は増進した。戦後ドイツの問題は、ヴェルサイユ条約によって課せられた戦時賠償の問題であり、ドイツ第二帝政を議会制共和国に転換したことからくる政治的混乱に対応することであった。

ハイパーインフレーションにたいしては、最終的には土地を背景にしたレンテンマルクの導入によって、通貨の安定を達成した。ついで、戦時賠償の問題については、アメリカのドーズを代表とする委員会の努力によつ

² 小野清美『テクノクラートの世界とナチズム』ミネルヴァ書房1996年。同書は、経営者でヴァイマル初期の政治家であったE. ラーテナウと、技術者で自立的国民経済を志向したナショナリストのW. v. メレンドルフの思想と活動を分析し、後者に代表される技術的産業者が、ナチスの民族主義の同調者に転化する可能性があったことを明らかにしている。ヴィンクラーの産業的中産者のナチス支持論を技術的中産者について検討している。

て、当面の支払額を25億レンテンマルクに限定し、数年間支払うという方法を取ることによって、ドイツは1929年まで賠償金の支払いを続けることができた。ドーズ案は、アメリカも80%の費用を分担するドーズ公債を発行し、その売却によって得られた資金を、ドイツは国内の経済の復活と戦時賠償の支払いに利用するという方式である。このドーズ公債の発行という方法によって、ドイツが経済復興と賠償金の支払いを行う事が可能となり、また、アメリカは戦争中にイギリスとフランスなどに貸与した資材の代金を回収することができた。そして、この1924年から1929年末での時期は、ドイツ経済の強い経済復興の時期であった。ドイツと米・英等の戦勝国との間の戦時賠償問題については、当初、アメリカのルーズベルト大統領は、無併合・無賠償での終戦を主張し、ドイツ軍部の首脳部がそれを認めて終戦に向かったものであった。しかし、フランスは、1870年の独仏戦争の終戦に当たり、アルザス・ロレーヌ地方のドイツ領化などの過去の被害によって、戦時賠償への期待が多かった。ヴェルサイユ講話条約の審議において、アメリカは会議に出席しなかったが、イギリスの講和条約への代表委員であったケインズは、無賠償・無併合の講和条約を提案した。この提案は貫徹されなかった。フランスなどの要請にしたがって、この賠償委員会の案では、総額1320億金マルク（約61億ドル）の賠償金を約30年で支払うというものであった。この支払がなされない中で、フランスとベルギーの軍隊は、戦時賠償の不払いに対してルール工業地帯に侵入するにいたった。その時、ヴァイマル連合の三政党が変わって、政権を獲得したグスタフ・シュトレーゼマンが、連合国との再交渉に応じた。アメリカも、ドイツの経済復興のなかで戦時賠償が行われない限りは、これらの賠償金からアメリカへの戦争中の戦時負債を支払ってもらうことはできなかった。そこで、フーバーアメリカ大統領に指名されて賠償問題の再交渉に応じたチャールズ・ドーズ委員と交渉し、1924年4月9日に、ドーズ案を設けた。それによれば、まず60億マルクの支払い賠償金を支払うために、ドーズ債を発行し、その80%はアメリカ

カが引き受け、残りはドイツを含めその他の国が引き受ける。そこで設けられた金を持って、ドイツは戦時賠償金を支払うという方法であった。この事によって、ドイツは戦時賠償金を支払うことができ、また経済活動を活性化させることもできる。アメリカは賠償支払いのための公債を募集し、そのうちの8割はアメリカが引き受ける。ドイツは国営鉄道からの収入と関税や間接税の新設によって残りの2割の金額を払い込む。こういう形で、アメリカの資本投資を中心にして、ドーズ公債を発行し、戦時賠償の支払いと国内の産業の促進を目指すという方法である。こうして、ドイツは戦時賠償の支払いと国内産業の促進を行うことができる。こうしたドーズ案の巧妙な方法によって、ドイツの戦時賠償金の支払いは、1924年から1929年にかけて例年実施され、総計で60億 Rentenマルク程度の支払いを行うことができた。

この間、ドイツ経済は、1925年には戦前の標準生産時期の1913年の水準に復帰した。ドイツ経済については「経済復興期」と呼ばれるような時代であった。しかし、アメリカでは、企業の株式会社化が流行し、社会の資金が対外的な資本投資よりは国内の株式投資に向けられる傾向にあった。このために、ドイツが必要とする外国資本が、アメリカからは稼得しにくい状況が生じた。さらに、1929年9月にはニューヨークの株式市場が暴落し、アメリカ経済の崩壊を出発点に世界恐慌が勃発した。これはドイツの輸出縮小による貿易収支の悪化をもたらし、戦時賠償の支払いによって恒常的に赤字である経常収支を補いにくい情勢が生じた。ドイツの1930年の経済状態の問題は、1930年に始まる経済恐慌のために失業者が急増し、1927年に失業保険法³を確立したミュラー政府も、保険料の引き上げ問題で議会の合意を得

³ ビスマルクの決定した保険制度を補うものとして、労働者と資本家の両者の保険料によって、労働者の失業時の失業保険金を提供する保険制度が、社会民主党のアダム・ミュラー内閣によって確立された。恐慌時の失業に対して対応するためであった。当初、150万人程度の失業者を想定して樹立されたが、その後の失業者が300万人以上になることによって、予算上対応できなくなった。福澤直樹『ドイツ社会保険史—社会国家の形成と展開』名古屋大学出版会2012年の第4章。

ることができず、退陣した。そうした財政赤字の状況であったので、賠償金の支払いは困難な状況にあった。

ドイツの戦時賠償の困難な状況において、1928年2月に、オーエン・D・ヤングが委員長とし、日本、ドイツも参加する新しい賠償委員会が設けられた。同年6月4日には、ヤング案が提出された。ここで、賠償金の総額を356億1400万 Rentenマルクと確定し、これを59年間で支払うという年賦を決定した。こうして1929年8月31日にヤング案が決定された。1930年3月にはフランスがこれを批准し、5月17日に発効した。しかし、この案にはドイツの議会は同意せず、アメリカも同意しなかった。したがって、この案の国際的承認はなされなかった。この間、ドイツの外交を担っていたのは、ドイツ人民党⁴のシュトレゼマン⁵であった。かれは、首相・外相として1924年から1930年まで活動する中で、同党を当初の国家主義的な保守政党から議会政治を前提にした政党に修正しつつあり、戦時賠償の支払いを行いながら経済発展を行うという立場に変わっていた。だが、シュトレゼマンが1930年10月に急死した後、首相を継承したハインリッヒ・ブリューニク首相は、1931年6月には賠償支払いの停止を宣言した。政府首相を継承したハインリヒ・ブリューニクは、国家財政の赤字と経済の悪化のなか

⁴ ドイツ人民党 (Deutsch Volks Partei) とドイツ国家人民党 (Deutsch Nationale Partei) ドイツ人民党は、ドイツ国家人民党とは1924年までは連合していた。前者は資本家階級を代表し、後者はユンカー階級を代表していた。第二帝政の支配層の流れであり、民族主義的で反ヴァイマル共和政であった。しかし、1924年から1928年にかけてはシュトレゼマンとドイツ人民党は、賠償の支払いと議会政治を認める立場に立っていた。いずれの政党も、1930年以後は議席を失い、ナチスに吸収されるに至った。

⁵ シュトレゼマン (Gustav Stresemann, 1878-1929) 第一次大戦中は、ザクセン工業家団体の指導者として、国民自由党に属した。大戦後は、保守派のドイツ国家人民党の指導者として、1923年に首相となり、退陣後も1919年まで外相となった。Rentenマルクを導入しインフレーションの克服に努めた。英・仏・伊等とのロカルノ協定により、ブリアンとともにノーベル平和賞を受賞した。国家人民党員であるが、戦時賠償を支払いながらドイツ経済を復興しようとした。1929年の急逝後、国家人民党の首相は、賠償支払いの不能を宣言した。

で、賠償金の支払いは不可能と見たのであった。

もちろんドイツの賠償金支払いの停止は、イギリス、フランスなどのアメリカに対する戦時債務の支払いの停止をもたらした。そこで、アメリカのハーバート・フーヴァー大統領は、1931年6月16日に、ドイツの賠償金の支払いとイギリス、フランスなどによるアメリカへの戦時債務支払いを一年間猶予するという国際的な命令（フーバー・モラトリウム）を発した。こうした情勢で、1932年6月16日に、同じくローザンヌ市においてヤング会議は再開され、3年間の戦時賠償支払いの停止と30億ライヒスマルクの支払いでもって戦時賠償を停止すると決定した。しかし、こうした変化にもかかわらずドイツではナチス党が政権を握り、戦時賠償の支払いを拒否したのであった。

このようにドイツはドーズ案のもとでは戦時賠償の支払いを遂行し、60億 Rentenマルクの支払いを達成したが、1929年の世界恐慌とその影響下に生じたドイツ経済恐慌のもとでは、戦時賠償の支払いを停止するという事態に陥った。そこで、ドイツの戦時賠償の停止をもたらした原因を探るために、1929年の世界恐慌と1930年のドイツ恐慌について考察しよう。

3. 経済恐慌の原因——資本輸入の原因と停滞

ヴァイマル時代のドイツの資本主義にとっては、国内の資本だけでは経済成長することができず、外国からの資本の導入が必要であった。このことは、ドーズ公債の発行によるアメリカの資本の導入によって可能となった。アメリカだけでなく、イギリス、オランダなどからも資本は導入された。このことによって、ドイツの戦時賠償の支払いと経済成長は進展した。1924年から1929年までの経済復興期には、それは可能であった。また、ドイツ議会もヴァイマル連合の勢力が強く、1927年には失業保険制度を成立させている。だが、ドーズ案には当面の戦時賠償の支払いは定められていたが、

最終的な総額が定めていなかった。このために、ヤング案が定められ、賠償総額と今後の支払い方法が定められた。しかし、その総額の大きさと毎年の支払額の大きさのために、このヤング案は実行されることがなかった。

ドイツ経済の復興期における産業企業の経済活動と銀行の金融活動との関連は、加藤国彦の研究によれば、以下の通りであった。1924年以後のアメリカからの資金の投資が進み、ドイツの企業活動が活発化した。1924年から1927年にかけて、アメリカからの投資を背景に、企業活動が活発化し、労働者の雇用も好調であった。しかし、1927年ころから、アメリカからの投資が減少し、政府とブンデスバンクは、アメリカからの投資の減少によって、経済活動が停滞化し、ドイツに恐慌が生じるという恐れを論拠として、米、英、仏などに対して、戦時賠償の低廉化を要求する交渉を始めていた。ところが、1929年10月にニューヨークの株式暴落による経済恐慌が発生する。これをきっかけに、アメリカからの資本投資は一段と減少する。こうして、ドイツにおいても、1930年10月には恐慌が発生する。

ドイツの相対的安定期の産業企業と銀行との関係のみておこう。加藤の研究によれば、当時の産業企業の投資の特徴は、「設備投資の停滞と金融投資の拡張にあった」。その際の投資資金調達は、どうであったのか。化学工業では、「株式発行と長期債務によって資金が調達されていた」⁶。また、電機工業では「長期資金の調達方法としては、増資よりも長期債務が多く、化学部門に比して短期債務への依存が高い」⁷。自動車工業では「企業の資金調達は、化学、電機工業に比べて、短期資金への依存が一段と高かった」⁸。繊維工業では「やはり短期債務への依存が大きいが、他部門では見られない準備資金の割合が高く、長期債務による調達は少なかった」⁹。鉱山業では「資金調達

⁶ 加藤国彦『1931年ドイツ金融恐慌』御茶の水書房1996年、154-155頁。

⁷ 同158頁

⁸ 同160頁

⁹ 同161頁

は株と社債とりわけ外債発行によって行われた」¹⁰。これらの成長産業にくらべて、停滞産業の資金調達はどうであったのか。鉱山業では「圧倒的に長期債務（外債と国内債）によって資金を調達した。また、製鉄・冶金ではその資金調達の方法は「圧倒的に長期債務と短期債務であった」¹¹。機械工業の資金調達では「短期債務への依存が圧倒的に高く、株式・長期債務への依存は低かった」¹²。

ついで、加藤は、このような企業における投資と資金調達の関係を銀行の側から分析している。加藤によれば、ベルリンの大銀行の対産業金融は、「当座貸付を中心とした信用業務拡大、証券の引受発行業務の認可、銀行から産業企業への監査役派遣急増、大量の外資流入などにみられる……」¹³。そこで、ベルリン大銀行と産業との関係の変化を論じている。その特徴は「当座貸越、商品担保貸付が対産業金融の主流をなし、これらの貸付を通して産業の蓄積を金融的側面から促進した」¹⁴点にある。ベルリン大銀行は、アメリカ等からの「外資流入による預金の急増によって産業への貸付を拡大した」¹⁵と評価する。ベルリン大銀行の中でも、支店をもたない大銀行は、大規模な産業企業に対して投資を行う。これにたいして、支店を多く持つベルリン大銀行（ベルリン・ハンデルス・ゲゼルシャフト、ライヒス・クレデット・ゲゼルシャフトなど）は、その支店を通じて中小企業の多い産業部門に対して投資を行った。こうして、外国からの投資を利用して、ベルリン大銀行は、鉱山業、電機、機械・自動車部門に集中して投資を行うか、あるいは中小企業に対して貸付担保などの当座貸付を行うかしたのであった。

ついで、加藤は、総裁シャハトの指導するライヒスバンクの金融政策を考

¹⁰ 同163頁

¹¹ 同167頁

¹² 同169頁

¹³ 同175頁

¹⁴ 同176-177頁

¹⁵ 同177頁

察した。シャハトはこの時期にまず「信用制限下の『高金利政策』(1924年10月から25年末)」をとった。しかし、まもなく「相対的な『低金利』政策と外資流入規制(1926年～27年5月)」をとった。その後、「高金利政策への転換(1927年6月～28年)」をとった。シャハトはこういう関連の中で戦時賠償の減額を目指そうと試みたと、加藤は評価する。したがって、1929年には、1924年のドーズ案の賠償案をさらに修正する交渉となった。ここでは、「賠償債権国(主にフランス・イギリス)、戦債債権国(アメリカ)」と戦債債務国(主にイギリス・フランス)、民間資本輸出国(アメリカ)と賠償債務国(ドイツ)という三極構造の中での各国のしわく、利害対立によって錯綜した¹⁶。こうして、アメリカの高金利政策への転換(ニューヨーク金融市場の高金利政策への転換)によって、ドーズ案に基づく賠償返済の枠組み(外資流入→トランスファー)が、困難化する状態のなかで、1929年9月にジュネーブでの賠償修正の国際的合意が行われたのであった。以上のように加藤は分析している¹⁷。

加藤はさらに、ドイツの金融恐慌の発生について、分析している。それによると、1929年春には、1928年中頃からの外債発行の困難から、国内企業は国内の貨幣市場に向かったが、国内貨幣市場も資金を外資に左右されるようになり、「大量の短期外資の流出は、29年春の『賠償危機』の際に発生した」¹⁸。この『賠償危機』の際には、パリにおける賠償会議がヤング案を設定し、ドーズ案で設けられた国際的協調は崩れなかった。しかし、枠組みは危険性のもとに置かれた。1930年中頃には、世界的に恐慌が深まり、ドイツへの影響は高かった。それにもまして、ドイツの産業恐慌が内生的にも始まった。ドイツの産業の粗投資は、29年の国内投資の削減のために、29年から減少し始めた。また、ライヒ財政のうち歳入は租税不足になった。他

¹⁶ 同230-231頁

¹⁷ 加藤国彦『1931年ドイツ金融恐慌』御茶の水書房1996年第6章参照。

¹⁸ 同304頁

方、輸出は世界恐慌のために減少した。企業は販売が縮小し、投資減少から生産も減少し、設備の稼働率の低下が生じ、企業の収益率も悪化した。「企業の利益率は30/31年には急落し、逆に損失率が上昇した。倒産件数や失業は増大し、企業倒産の規模も大型化し、倒産による債務額や損失額も大きくなった」¹⁹。1930年9月に最初の財政的危機が生じ、時の内閣ブリューニングの活動により危機が回避された。「ドイツに対する信認の欠如は、(1932年)4月—5月ニューヨーク資本市場におけるドイツ証券の大量売却としてまず現れた」²⁰。この際、「ライヒスバンクの金・外貨損失の特徴は、第一に、損失額が、……20億RMと巨額であったことである。第二に、……今回は最大の債権国であるアメリカとイギリスが資金を引き揚げていた。第三に、資本逃避が大衆レベルまで広まってきた。第四に、金の流出が激増した」²¹。ライヒスバンクのルター総裁は、BISの理事会に外国援助を受けるために、イングランド銀行ノーマン総裁、フランス銀行モレー総裁、ニューヨーク連銀ハリソン総裁などと協議したが、いずれからも援助の返事はなかった。「ここに、ドイツが新たな信用援助を得るための国際的な枠組みは、最終的に崩壊するに至った」²²。

以上、加藤の解明したように、第一次大戦の戦時賠償の支払問題とドイツの経済復興問題は、1923年から1929年頃まではドーズ案によるアメリカからの資本投資とドイツの賠償金支払いとを結びつけた政策によって、進展してきたが、1930年のアメリカの経済恐慌の勃発によって、アメリカからの資本投資の不可能化とともに、破綻するに至った。

ドイツの経済恐慌の経緯について考察するとき²³、1923年のヴェルサイユ

¹⁹ 同321頁

²⁰ 同323頁

²¹ 同325頁

²² 同335頁

²³ このドイツ経済恐慌については、次の研究書がある。Theo Balderston, *Origin and Course of the German Economic Crisis, November 1923 to May 1932*, Hude & pener,

条約のなかで提起された戦時賠償の問題が、最終的には恐慌の一因となっていることがわかる。この戦時賠償は、当初から金額が多額であり、そのままでは支払いにくいものであった。わずかに、ドーズ案によって、年額10億レンテンマルクに引き下げられ、経済的にも「相対的安定期」と呼ばれる経済成長期にあったとき、支払いが続けられたにすぎない。1929年以後には、戦時賠償の金額をめぐる国際的に交渉が続けられ、内政においては、ナチス党と共産党はともに支払いを認めなかった。したがって、当初から、イギリスの交渉代表であったケインズの反対するような巨額の賠償を提起したことが問題であった。しかし、フランスなどそれ以前にドイツからの戦時賠償で苦しんだ国が、そうした賠償を請求する所以もあった。それともうひとつの問題は、ドーズ案で認められたアメリカなどからの資本融資があったから、ドイツの戦後復興と賠償支払いは可能であったが、アメリカの大恐慌の中で、そうした資本供給ができなくなったことが、ドイツの経済恐慌が金融恐慌として展開する原因であった²⁴。大恐慌の影響は、アメリカと貿易関係・資本関係にある全世界の経済に影響を及ぼした。ドイツでは、それは共和国の議会政治の崩壊をもたらし、ナチスの独裁国家を生み出した。日本の満州から中国への戦争も、昭和恐慌における貧困と日本資本主義の帝国主義的進出の意欲から生じてきただろう。ところで、ドイツにおける議会制共和国からナチスのファシズム国家への転化に関しては、冒頭にも述べたように、社会階層的な問題が加わる。また、ヴァイマル憲法の法律的な問題点も加わる

Berlin 1933. これは Schriften der Historischen Kommission zu Berlin Band 2として同社により再刊されている。また、近年、ジャック・ネレ著武田文雄訳『1929年の恐慌 第一次大戦の通貨・経済秩序崩壊からナチス・ドイツの閉鎖経済まで』現代図書2014年が刊行されている。

²⁴ 安田徳太郎『大恐慌と現代資本主義 進化論的アプローチによる段階論の試み』東洋経済新報社1996年においては、アメリカの大恐慌の原因の追求から初めて、ニューディールによる金融制度改革を論じている。この大恐慌分析と加藤のドイツ経済恐慌の分析には、アメリカの株式投資と大恐慌による資金の回収がドイツなどにおける恐慌の一因であったことが理解される。

だろう。

4. 社会的対立と社会運動の問題

(1) 中間層の社会的意義

ヴァイマル共和国の政治状況の分析にとって重要な第二のレベルは、社会階級の中の階級対立だけでなく、社会的な中間階層の社会運動の問題である。マルクス主義は、資本家と労働者の対立を社会の基本的な対立とみなし、労働者の社会革命によって生産手段の私有制を社会的所有に変革し、社会主義的な生産と平等な分配を達成すれば、社会の基本問題は解決するとみなした。これは『資本論』第一巻の資本蓄積論のなかで提示されている。しかし、社会には、資本家と労働者以外に、資本主義的生産関係に含まれない社会階層が存在する。いわゆる中間階層である。たとえば、中小生産を担う生産者層やそのもとではたらく職人層が存在する。あるいは、商品流通に携わる商人層が存在する。マルクスは、そうした社会階層もいずれは競争の中で富裕な資本家になるか、多くの場合には労働者に転化し、階層としては分解するとみなした。つまり市場における競争の中で、市場に登場する中間階層は資本家に上昇するか労働者に転化し、中間階層は階層としては消滅すると捉えた。したがって、かれは中間層の問題は長期的にみれば考える必要がないとみなした。農民についても、競争の中で、農業資本家か農業労働者に分化するとみていた。かれには中間層階層は、資本主義発展の中で、社会の運動によって階層分解するので、その階層独自の問題は存在しないとみていた。このように中間層の独自の勢力を見失う社会観は、ヴァイマル共和政の運命を考える場合、かなり過ちがあったと考えられる。というのも、議会制政治からナチズム支配（ファシズム独裁）への変化は、資本家と労働者との間の階級闘争からだけでは説明できない諸事情に左右されたからである。

社会的な運動は、階級間の対立と階層間の対立から成り立っている。ドイ

ツ史を見た場合、第二帝政期のドイツでは、都市では資本主義企業における資本家と労働者の対立があり、また、農村では地主で農業経営者であったユンカー階級と農業労働者との対立が中心であった。都市の階級対立は、19世紀半ばからの工業化の進展によって、ハンブルクやフランクフルトにおいて繊維産業等の発展が見られ、また、ライン・ベストファーレン封国においては石炭の採掘と製鉄の生産が行われた。ザクセン封国においても鉄道と鉄鋼業の生産がなされた。こうした都市部における工業の発展は、都市労働者の数を増大させ、これはドイツ社会民主党の支持層を形成した。他方、農業においては、ユンカー階級と農業労働者との階級対立があった。ドイツでは、17世紀のイギリスとは異なり、貧農層から独立農業経営者は生じなかった。むしろ、土地地主がいち早く商品経済に巻き込まれ、地主兼農業経営者になった。これがプロイセン封国のユンカー階級であり、昔からの農奴は農業労働者となった。プロイセン封国では、このユンカー階級がプロイセン封国を支配し、1871年にはドイツ各地を支配し、ドイツ第二帝政を形成した。官吏と軍人はユンカー階級が掌握した。したがって、ドイツ第二帝政は、東ドイツのユンカー階級とライン・ベストファーレンやザクセン封国の大工業を支配する資本家階級によって支配された国家であった。帝国議会は1875年以來、普通選挙制度をとっていたが、プロイセン封国などの地方議会は納税額によって選挙人を三等分し、それぞれのグループに同じ数の当選者を配置する「三級選挙法」²⁵をとっていた。また、帝国議会においては、議席は獲得投票数によって決定されるので、社会民主党や中央党が、投票者数に一致して、多くの当選者をえる政党となった。しかし、こうして社会民主党は1890年頃から、帝国議会の最大政党であった。しかし、政府の首相は皇帝の任命するものであり、議会の勢力関係とは無関係であった。つまり、プ

²⁵ 選挙民を税額によって三区区分し、それぞれの区分に同じ当選者をあたえる。この選挙制度では、納税額の多い投票者は、そうでない投票者よりも有利な選挙結果を得ることができた。

ロイセン王でありドイツ帝国の皇帝であるものが、政権を左右する帝政国家であった。ドイツ第二帝政は、経済的には資本主義工業が強力であり、農業も地主で大農経営を営むユンカーが支配し、近代化していたが、政治的には、ユンカー階級が陸軍の将校と国の官僚を占拠する絶対主義的な体制であった。

しかし、ドイツ第二帝政を、ユンカー階級と農業労働者、および大工業の資本家階級と労働者階級との対立としてのみ見ることはできない。というのは、すでに、ベルンシュタインによって強調された小経営者や南ドイツの独立した農業経営者のような中間的な小ブルジョワジーの存在とその意義を見落とすことができないからである。

ヴァイマル共和国は、第二帝政と比べると、政治権力は議会での選挙によって決定されるという議会制民主主義国であり、社会階級は資本家階級、労働者階級、ユンカーと農民階級、社会的中間層から成り立っていた。戦争に参加した兵士は、郷里に帰りもとの仕事についたが、軍人たちは新たな陸軍に勤めるか、『フライコール』²⁶に応募するか、いずれかの状態にあった。この中間的な人々がどういふ運命をたどったかは、興味のある問題である。ヴァイマル共和国に反発し、その瓦解をはかった、1920年のカップー揆や1923年のミュンヘン一揆に加わった人々には、こうした大戦後の旧軍人も含まれていた。また、1919年から1923年のハイパーインフレーションのなかで資産をうしなした中間層の人々も、政治的な方向を見失い、過激な思想に巻き込まれる可能性を持っていた。ヴァイマル共和国期の議会政治に参加した人々は、共和制の議会政治に共鳴する、ドイツ社会民主党、独立社会民

²⁶ ドイツ革命期に革命を望む行動や地域に対して弾圧を行った民兵組織。グレーナー将軍や社会民主党のノスケなどが助力し、戦後の復員兵や青年たちを組織して作られた。1919年1月の1月闘争において共産党の選挙反対闘争を弾圧し、その後、ハンブルクやブレーメンなどのレーテ革命、およびミュンヘン共産党政権を打倒した。1920年には公的に禁止された。

主党（1923年には共産党と社会民主党に分裂）、キリスト教徒の農民や労働者を母体とする中央党、議会民主主義に同調するブルジョワ層のドイツ民主党が、ヴァイマル連合として議会政治を支持していた。しかし、それに賛成しない保守的な支持層も多く、ドイツ共産党も、ナチス党も議会には参加しているが、本質的に反議会主義であった。このように政治的に中間的な中間階層が多数存在した。こうした社会的中間層から、ナチス党のドイツ民族主義を支持する政策に参加して行った人々も多かった²⁷。

資本家と労働者は経済の基本要素であるので、経済成長への影響とか、経済問題に関する組織的運動などの点で重要な役割を果たすことは間違いはない。しかし、議会主義という国民すべてが対等な投票権を持つ政治体制にあつては、国民は政治運動の主体としては、社会階層の違いや経済的な階級の違いは無視され、平等な個人として評価される。政治運動や選挙運動には、資本家と労働者の利害対立、地主経営者と農業労働者との利害対立とは異なり、諸社会階層の政治的・社会的対立が表面にあらわれる。その政治レベルでの対立は、社会階級の背景とは乖離した形で、表明される。選挙結果においても、デモンストレーションなどの政治行動においても、社会階層的な背景なしに、政治行動として示される。とすれば、社会的中間層の活発な政治活動も、その階級的背景は問われることなく、政治的成果として承認されるだろう。社会階級によって直接に規定されるのではなく、同じ議会の政治的關係として、政党は評価される。ナチズムの社会運動もそうしたものとして、受け止められ、評価された。このように見ると、ヴァイマル期に広汎に存在した中間層の諸グループが、この時期の支配的な勢力になる事情も理解できる。社会を見る場合に、マルクス主義のように人々をいずれかの社会

²⁷ 大野英二、ドイツ・ファシズムの社会的基盤、京都大学経済学会、経済論叢、第105巻第4・5・6号、昭和45年4・5・6月。ヴァイマル期の議会の選挙の変化から、ナチス党の勝利に至る過程を、分析している。ドイツ人口の三分の一以上を占めた新・旧中間層がナチスの擬似的な社会主義に共鳴した事情を論じている。

階級に属する存在と捉える見方からは、社会運動は諸階級の利害関係の結果とみることになる。しかし、議会制度においては、人々は社会的役割から捨象されて、ある政治問題をめぐる均等な意思表示者と捉えられ、そうしたものとして、投票を要請される。議会政治の次元からは、共産党にせよナチス党にせよ、その社会階級の背景は考慮されずに、共産主義なり民族主義なりの思想の支持勢力として評価される。こうした関連で、国民のうちに存在した東欧への民族主義的な発展を望む以前からのドイツ人の要求を背景にして、かれらのナチス党への支持は、拡大したのではないだろうか。

そして、何故、ドイツの深刻な経済恐慌のなかで、労働者が社会民主党ないしは共産党の指導のもとに社会革命に進むのではなく、ナチス党の独裁制へ移行したのかという問題について、ハイパーインフレーションで資産をうしなした中間層と恐慌の中で失業した労働者層のナチス支持への傾斜を説明する上で、労働者以外の中間層という社会階層について検討する必要が感じられる。つまり、資本家階級対労働者階級という階級闘争以外に、中間層の分化と運動という社会階層の分析が必要なのである²⁸。

中間層の動向に注目する研究は、第一次大戦までにいくつか生じている²⁹。エドアルト・ベルンシュタイン、ルドルフ・ヒルファディング、および、マックス・ヴェーバーをあげることができる。中間層の意義を知るため

²⁸ H・H・ヴィンクラー著後藤俊明・奥田隆男・中谷毅・野田昌吾訳『自由と統一への長い道II』昭和堂2008年。このドイツ社会史学派の歴史家のドイツ史の叙述の中で、第2巻第1章において、ヴァイマル共和政からナチス独裁への転換期の説明がなされている。また、ヒトラーが青年時代から反ユダヤ主義の思想をもち、ドイツの東欧への領土的進出を目指す民族主義者であったと見る。同書の下巻第1章においてはその転換期について詳しく論じている。かれはナチスの勃興の社会的背景を産業的中间層にもとめたことも「訳者あとがき」に示されている。

²⁹ プルードンは、18世紀のフランスの社会主義者である。フランスのこの世紀の中小生産者と労働者の連帯と自立を目指す社会主義者で、国家権力よりは地方自治体の自立を目指した。社会主義は「中位の財産を構成すること、中産階級の普遍化である。」(『革命の理念』)と論じたという。河野健二『もうひとつの社会主義』世界書院1987年、225頁。

に、かれらの見解を少し検討しよう。

(2) ベルンシュタインの中間層評価

エドアルト・ベルンシュタインは、ドイツ社会民主主義の歴史においては、カール・カウツキーなどの第二帝政期の社会民主党の代表的理論家に比べて、労働組合や農民の改良的運動をより多く支持した。理論的には、カウツキーの正統派マルクス主義に対抗する修正主義の理論家とみなされた。恐慌による資本主義の崩壊から社会主義が成立するという、カウツキーなどの資本主義崩壊論に反対し、労働者や農民の日常的な改良活動によって社会は漸次的に改良されてゆくと論じた。社会民主党は理論の上では資本主義崩壊論にたっていたが、実践の上では、支持団体である自由労働組合の経済活動を支持し、地方の政治活動を支援する改良政党であった。カウツキーは理論において社会主義と資本主義崩壊論を信じているが、実践においては労働組合と地方の政治問題を取り扱う改良者であった。この理論と実践の矛盾を鋭く明らかにし、理論を实践と整合した改良活動の重要性を認めるものにしてしようとしたのが、ベルンシュタインの修正主義論であった。かれは「運動がすべてであり、目的は無である」と述べたとされる。つまり、資本主義崩壊論を信じ、恐慌とか戦争勃発とかを革命のチャンスとして期待するのではなく、労働者の労働組合とか消費組合の運動、農民の日常活動、地方自治体の市民の改良活動などを重視した。そうした現実的な考察から、労働者だけでなく、小企業の経営者と職人たち、および農民などの運動を支持したのである。

ベルンシュタインは、1898年から1903年の間の修正主義論争の際に、小経営者、商人、農民などからなる中間層階層の意義を強調した。南ドイツのフォルマールなどの農民を重視する理論家たちもベルンシュタインに同調した。かれらは、カウツキーなどが大工業の労働者を社会民主党に組織することだけを重視したのに対して、小経営者、商人、農民などを社会民主党に合

流させることを重視した。

ベルンシュタインは、『社会主義の諸前提と社会民主主義の任務』（1899）³⁰において、マルクス主義の社会主義の基本命題について検討し、マルクスの唯物史観、階級闘争と資本主義発展についての理論を吟味した。かれはマルクスが当初は経済活動の作用が歴史の方向を決めると論じたが、その後、イデオロギーがその作用に変化を加えると修正したと見る。最初の原則的なテーゼに、その後の経験によって変化を加えたと見る。経済活動にくわえて国家や意識形態の作用を付け加えた。また、マルクス主義とヘーゲル弁証法との関係についても、マルクスはヘーゲル弁証法に妨げられることなく、社会現象を洞察したと見る。つまり「マルクスとエンゲルスの偉業は、ヘーゲル弁証法の恩を受けて成就されたものではなく、ヘーゲル弁証法にもかかわらず成就されたものである」³¹と見ている。また、ブランキ主義からの影響も、「彼ら自身の理論に含まれるヘーゲルの添加物のせいなのである」³²（同）と評価している。かれは、マルクスの原則的な唯物史観の公式は、その後の歴史事情を通じて修正されてきている。とくに、エンゲルスが、マルクスの『フランスにおける階級闘争』新版への序文のなかで、「かつてないほど断固として普通選挙法と議会活動とを労働者解放の手段として推賞し、革命的奇襲による政治権力の奪取という考えに別れを告げたとき、その決定に与っていたのは」³³……19世紀の80年代以後ドイツでみられた社会民主党の議会での躍進を考量してのことであった。ベルンシュタインは、19世紀における社会主義政党的議会での活動の活発化を背景に、マルクス主義のうちの暴力

³⁰ Eduard Bernstein, Die Voraussetzungen des Sozialismus und die Aufgaben der Sozialdemokratie, Neue, verbesserte und ergaenzte Aufgabe Zweite Auflage, Stuttgart/Berlin 1921. エドゥアルト・ベルンシュタイン著、佐瀬昌盛訳『社会主義の諸前提と社会民主主義の任務』ダイヤモンド社1974年。

³¹ a.a.O.S.71 前掲書 p. 74

³² a.a.O.S.71 前掲書 p. 74

³³ a.a.O.S.69 前掲書 p. 72

革命的な志向にたいして疑問を提出し、議会での労働者政党の支持者の増大と議員の増大に、社会変革の可能性をみとめた。

また、「経済恐慌と近代経済の適応能力」の問題においては、恐慌問題について、大衆の過小消費によってそれが生じるのかという問題を論じる。マルクスやロードベルツもこの見解に沿った叙述もしている。また、他面では、かれは資本主義生産の過剰生産を恐慌の原因とも論じている。さらに、固定資本の生産の行われる中で生じる、「事業は、弛緩、中位の活況、過度の繁忙という継起的諸事期を通過する」(資本論、第2巻、S. 164)という継起的な事情から恐慌を説明する。さらに、エンゲルスがマルクス没後の世界市場の発展をみて、世界貿易の産業運動が、恐慌の10年周期を変容させたことを指摘している。最後に、ベルンシュタインは、ローザ・ルクセンブルクの『社会改良か革命か』における恐慌論にまで論及している。そこでは彼女は信用が恐慌を激化させるものであると論じ、信用制度による「マルクスが明瞭に相並べて指摘しているその生産的・創造的能力には一言も言及していない」³⁴。このように彼女の信用についての一面的評価を指摘している。結論的には、ベルンシュタインは信用のための諸組織・諸制度は、ローザの語るように生産を破壊するような作用も持つが、今のところは、世界資本主義の拡大に役立っている。1900年の恐慌も1907年の恐慌も、なされたが、目下のところ、信用は世界市場と世界生産の拡大に役立っている。

ベルンシュタインは、「社会民主党の任務と可能性」を論じる。そこでは、「社会主義の政治的および経済的前提条件」、「経済協同組合の実行能力」、「民主主義と社会主義」、「社会民主党の当面の任務」などについて論じている。ここでは、まず、労働者階級による社会主義革命というマルクス理論に関連して、ドイツにおける労働者の存在状態を検討し、「社会主義的解放のため積極的活動に参加している労働者層の割合は、もっとはるかに低い。ド

³⁴ a.a.O.S.115 前掲書 p. 121

イットの労働組合運動は、よろこぶべき上昇運動にある。けれども、1897年末には、その就業労働者数が計617万5735人に達している諸職種での組織労働者はようやく42万を数えるにすぎない³⁵と述べ。労働者の存在状態を問題にし、ドイツの労働者には、社会民主党に投票する組織労働者以外に、未組織の労働者が多数存在することに注目している。中小経営で働く多くの労働者がかなり多いことに注目している。また、労働組合以外に、経済協同組合の役割を重視している。マルクスがそれを軽視したのに対して、ベルンシュタインは生産協同組合の意義を認めている。さらに、消費協同組合の意義も重視している。これは労働者の生活の向上に役立つと見ている。また、消費協同組合は、労働者だけでなく、手工業者や小経営にとっても利益をもたらす。労働組合だけでなく消費協同組合あるいは生産協同組合もまた労働者にとって有益な組織であるとみなしている。ベルンシュタインは、労働組合だけでなく、協同組合もまた労働者、農民、小経営者にとって経済的に有利な組織であると評価し、これを労働運動の一環として利用すべき見ていたのである³⁶。

ベルンシュタインは、このように大工業の労働者に注目するのではなく、手工業の労働者や商人あるいは農民などの中小規模の労働者に注目し、大規模労働者についても、その労働組合や協同組合を通じての改良活動に注目している。その意味では改良主義と言われても仕方がない。しかし、第一次大戦中の戦時公債への社会民主党の同意については、外国社会主義者の反対を知り、その後は戦時公債への反対運動を行っている。また、ヴァイマル共和政期にはベルリン選出の議員として、日常活動に協力している。しかし、ナ

³⁵ a.a.O.S.140 前掲書 p. 146

³⁶ わたしは、拙著『社会民主主義の源流』世界書院1992年において、修正主義論争の際の諸理論家の見解とそれに対する左翼社会民主主義者の批判を検討し、また、唯物史観を巡る論争や社会ダーウィン主義について論じた。この際、中間階層の意義について、十分に考慮できなかったと反省している。

チス党に対抗するような活動は記されていない。中間層に注目したことは、事実であるが、中間層の政治教育という問題については目ぼしい理論や活動はみられない。バルンシュタインは、住民の就業状態を詳しく調べ、機関労働者の数はそれほど多くなく、中小企業の経営者と労働者数、および小規模な商人と農民の数が膨大であることを明らかにした。しかし、社会民主党の活動において、これらの中小労働者のための具体的な運動方針を提起することができなかった。

(3) ヒルファディングの新中間層論

ルドルフ・ヒルファディングは、『金融資本論』(1910)において、労働者のなかの職人層に注目している³⁷。むしろこの時代には、中間層の人々が、インフレによる社会的没落によって、あるいは政治的なアジテーションによって、政治の動向を規定したと見られる。こうした動向は、議会選挙の動向などで推察できる。

マルクスは、経済は社会運動の土台であり、政治や国家の問題は経済によって規定される上部構造であると論じた。しかし、実際には、経済がどのように政治や文化を規定するのかについては十分には説明しなかった。たしかに、フランスに関する三部作では、経済がどのように政治の変動を規定しているか論じようとはした。しかし、理論的には、どのように経済から政治や文化を説明するかについては論じなかった。具体的な歴史的運動として論じたのであった。

しかし、『資本論』第一巻における独立した自営農(ヨーマンリー)の分解の中から農業資本家と農業労働者の成立を論じる説明や、工業資本家の経

³⁷ ルドルフ・ヒルファディングは、Das Finanzkapital. Eine Studie ueber Die juenste Entwicklungを1910年にウィーンで刊行した。1920年にも変更なしで再版している。かれはその「第5篇 金融資本と諸階級」において、工業労働者以外に、企業の事務作業に従事する職員層の発生に注目し、新たな中間階層と特徴づけた。

済競争によって大資本家が成立してくる議論は、資本主義経済の発展が、大資本家階級と労働者階級との対立に単純化するというマルクスの社会発展像を示している。マルクスの資本主義観によれば、商品経済社会が発展すると、全人口の状態は、結局は少数の大資本家階級と多数の労働者階級との対立に帰着する。その結果、階級闘争によって労働者階級の勝利は確実であるという結果になる。ところが、現実には、機械制大工場の労働者よりは、中小の零細な企業に働く職人が多く、また中間的な労働者が多かった。この階級分解によって二大階級に分化するよりは、中間的な階層が広範に存在し、それが歴史過程に作用する。こうした中間層の社会的意義に注目する必要がある。

経済の運動から政治の運動を説明する前に、経済過程から生じる社会階級と社会階層の状態とかれらの社会意識を検討しなければ、社会運動は理解できない。そのさい、ベルンシュタインなどの社会民主党の修正主義者と改良主義者の注目した新中間層の重要性を忘れてはならない。ヒルファディングは『金融資本論』の第五編の一章で、新中間層の意義について論じている。このように資本家と労働者以外に、農民階層のような階層分解しない旧中間層の意義を明らかにすることは、社会学者によって19世紀の末以来なされていた。

ヒルファディングは、『金融資本論』においては、すでに述べたように、金融資本による帝国主義的経済膨張によって、諸先進国の対外政策が衝突する帝国主義段階が生じ、その生み出す帝国主義戦争によって、資本主義の危機が生じると論じた。レーニンの『帝国主義論』における帝国主義戦争の中で生じる戦争の敗戦国の危機が、社会革命の継起になるという見解は、こうしたヒルファディングの見解の先鋭化された戦術であった。ところで、1918年11月のドイツ革命の発生に際して、ヒルファディングはドイツ革命に対してどのような立場を示したのか。ドイツの『未完の革命』と呼ばれた事件は、1918年11月18日のキールでの労働者兵士評議会の成立から、1918年12

月末の全国労働者兵士評議会をへて、1919年1月のドイツ共産党の制憲議会運動への反対運動と政府の鎮圧の頃までと捉えることができる。この時期に、ドイツ共産党はロシア革命型の労働者兵士評議会による社会主義革命を目指した。しかし、1918年12月の第一回全国労働者兵士評議会が、1919年1月19日に共和国の憲法制定議会を選出するという決定を9割近い賛成票でもって決定したことによって、社会化の遂行と兵士・将校の身分差別の廃止などの要求を決定しながら、政治権力は共和国議会に委ねたことによって、労働者兵士評議会（レーテ）を労働者政府の中心に置くというドイツ共産党の方針は否定されたのであった。この全国労働者兵士評議会は、重要産業の生産手段の社会化を議会での審議と決定を通じて実現すること、また、軍隊における兵士と将校の差別をなくし、将校を選挙で選ぶという方針も決定した³⁸。

ヒルファディングは、独立社会民主党の指導者として、労働者兵士評議会を議会での労働者の活動の組織に組み込み、その力を利用すべきだとした。しかし、社会民主党の政府は、労働者兵士評議会ではなく、議会が政治を担うべきだとした。ロシア革命の影響を受けたドイツ共産党は、ロシア革命にならって、労働者兵士評議会による社会主義化を主張した。1919年1月はじめの議会選挙をめぐる闘争の中で、議会選挙に反対し労働者兵士レーテ革命の実現をめざしたドイツ共産党とそのデモンストレーションが破壊されたので、ドイツ革命の山場は終了し、ヴァイマル共和政への路線が確立した。議会での政治が中心となり、大戦の終戦のための講和条約の交渉と共和国の憲法制定の作業が進められることになった。1919年1月19日に行われた議会選挙によって、社会民主党、中央党、ドイツ民主党からなるヴァイマル連合が、憲法制定と講和交渉を行うことになった。第二帝政期のユンカーなど

³⁸ 小林勝『ドイツ社会民主党の社会化論』御茶の水書房2008年。ドイツの社会化運動を多数の原資料に基づいて分析した書物である。

はドイツ国家人民党を結成し、保守的な民族主義の見解を維持した。

ロシア共産党に指導されたコミンテルンは、ドイツの重工業労働者を組織する独立社会民主党をドイツ共産党へ吸収しようと試みた³⁹。1920年10月に、ドイツ独立社会民主党（USPD）のハレでの党大会において、コミンテルン代表のジュノヴィエフは独立社会民主党の共産党への合同をすすめる演説を行い、ヒルファディングは党の独立を主張する演説を行った。だが、独立社会民主党は約三分の二の代議員の賛成によって、共産党への合併に踏み切った。ドイツ共産党は従来の弱小政党から2百万ばかりの労働者を組織した独立社会民主党を合併し、その後の共和国史において重要な役割を演じるに至った。

その後、1922年には、ヒルファディングなどの独立社会民主党の残留勢力はドイツ社会民主党と合併した。ヒルファディングは、ヴァイマル期の社会民主党を指導する政治家となった。その際に、ヒルファディングは、理論機関誌『ゲゼルシャフト』誌を公刊した。その第一号に、かれは組織資本主義論を発表し、そのもとでの党の労働運動のあり方を論じた。

組織資本主義論は、ヴァイマル共和国期のヒルファディングの資本主義観である。かれは、ドイツの未完の革命期には、労働者兵士レーテを、議会に労働者の見解を反映させるに必要な組織と捉え、制度的な存続を主張していた。それが独立社会民主党の立場であった。しかし、いまや、ヴァイマル共和制の議会政治の枠内で、社会主義への道を探らねばならなかった。かれは共和国において新たに始められた共和国のシステムが、第二帝政の封建的な

³⁹ この間のヒルファディングの政治活動については、W・ゴットシャルヒの著作（Wilfried Gottschalch, *Strukturveränderungen der Gesellschaft und politisches Handeln in der Lehre von Rudolf Hilferding*, Duncker & Humblot, 1962）邦訳、保住敏彦・西尾共子訳『ヒルファディング 帝国主義とドイツ・マルクス主義』ミネルヴァ書房1973年参照。同書は、ヒルファディングの金融資本論とドイツ帝国主義との関連、組織資本主義論とヴァイマル共和政の政治・経済との関連などについて論じている。理論と社会経済との関連を考察している。

制度に比べて、労働者の社会主義への活動に有利な条件を生み出すと見た。しかし、組織資本主義はヒルファディングの予想したほど安定的な資本主義ではなく、カルテルやトラストの間の独占間の競争も激化する。また、産業間の競争の中で、「新商品、新技術、新供給源、新タイプの組織」などが生じ、これらの新たな競争によって、資本主義の複雑性が増大する。このようにシュムペーターが後に解明したような新たな現象にヒルファディングは十分に気づいていなかった。したがって、世界恐慌が資本主義の危機をもたらしても、十分にそれに対応できなかった。

ヒルファディングの組織資本主義の前提に基づく見解は、ドイツの相対的安定期のあいだ進展し、1929年10月の社会民主党キール党大会におけるかれの基調報告「共和国における社会民主主義の任務」まで継続する。この演説は、明快なものであり、党員の賛成も得られている。組織資本主義の見解の上で、どのような進展が見られたのか。彼の見解は、当時の情勢下においては、労働者の賃金等々の労働条件は、社会民主党の議会における政治的活動によって左右される。つまり賃金は経済的に決定されるよりは政治的に決定される。それのみでなく、労働者の地位も議会における民主主義に左右されるのであり、社会主義という目標も、議会における民主主義に左右される。国家権力が議会の民主主義活動によって左右される。このように国家権力による政治や政策の決定の際に、社会民主党が決定権を持つことが重要だとみなしている。かれはこう述べている。「組織された資本主義とは、現実には自由競争という資本主義的原理を、計画的生産という社会主義的原理によって置き換えることを意味する。この計画的で意識的に管理される経済は、社会の意識的な作用を、すなわち、ほかならぬ強制力を与えられた唯一つの意識的な社会組織の作用、つまり国家による作用を、きわめて強い土台にしている」⁴⁰と。そこでは、国家と州との権力関係とか、外国貿易の問題

⁴⁰ (倉田稔・上条勇編訳『R・ヒルファディング 現代資本主義論』新評論1983年、88頁)

などについても論じられているが、基本となる見解は、社会民主党の議会支配による、国家権力を通じての経済の社会主義的変革という主張である。

結局、ヒルファディングは広範な中小生産者の存在や、農民層がユンカー支配から離れて少農民経営に転化することを知っていた。しかし、かれが注目した新中間層（サラリーマン）などの中間層をどのように組織するのかという問題については、明確な方針を持っていなかった。この点では、ドイツ国民人民党のようにドイツ民族主義に訴えるとか、ナチス党のように反共産党・反社会民主党の民族主義に訴えるとか、あるいはドイツ共産党のように共産主義社会の樹立を主張するか、そういった形でのイデオロギー的指導はすくなかった。社会構成体のなかでの新中間層の出現に注目していたが、かれらを巻き込む社会運動を提起することはできず、共和国の議会での社会民主党の議員の増大とヴァイマル連合の諸政党の動きに注目が収まっていた。次に検討するヴァイマル憲法の問題点にはいち早く注目し、議会での審議よりも大統領の「緊急令」によって政府の方針を決定する憲法の規定の是正を、問題提起していた。こうした議会主義の枠内での法令の規定に注目がとどまっていた。

5. ヴァイマル憲法の政治的および法的問題

第三のレベルの問題は、ヴァイマル共和国の憲法体制という政治的な次元の問題である。ヴァイマル共和国の憲法は、当時の世界の憲法の中でもっとも民主的かつ社会的な憲法と言われた。しかし、このドイツの最初の共和国の議会政治は1919年から1932年で終焉し、ナチス党による独裁政治に転化した。そうなった原因の一つは、その議会政治のあり方に、議会を破壊する要因が含まれていたことに起因する。それは、議会が機能しない場合

に、大統領の緊急令にもとづいて統治できるという一項が含まれていた⁴¹。この憲法の革新性については、憲法の各条項を検討しなければならない。そして、過去のドイツの民主主義運動たとえば1848年の三月革命の当時の思想と比べなければならない。また、イギリスのピューリタン革命や名誉革命や、あるいはフランスの1789年の革命と比較しなければならない。しかし、ここで当面問題とすべき論点は、何故に、ナチズムがこうした議会主義の憲法のもとで勝利したのかという問題である。この論点に関して注目すべきは、議会体制を崩す条項がその憲法には含まれていたという問題である。

1933年2月28日付の「民族と国家を保護するための、ライヒ大統領命令」は、共和国憲法の基本的人権の保護を停止し、ナチス党の支配を推進しようとした大統領令であった。そこでは、ヴァイマル憲法の第48条第2項に基づき、共産主義的な、国家公安を害する暴力行為を防止するため、以下のことを命令する、と述べ、憲法に示された基本的人権の廃止、ライヒ政府によるラント官庁の権限の行使、ライヒ政府の命令のラントおよび市町村における遵守義務と罰則、また刑法犯罪に対する加重の刑罰の規定などを指定していた。この法令は、ライヒ大統領フォン・ヒンデンブルク大統領、ライヒ総理大臣アードルフ・ヒトラーなどの署名がなされていた。この法令成立の根拠とされた、ヴァイマル憲法第48条第2項をみよう。それは、「ドイツ国内

⁴¹ ヴァイマル憲法 Die Verfassung der Deutschen Reich 1919年7月31日に制定されたドイツ共和国の憲法。ドイツ民主党のフーゲー・プロイスが起草した。共和国は普通選挙に基づく議会制度をとった。所有権の保護と公共の福祉によるその制限を認め、労働者の団結権・団体交渉権を認めた。憲法第48条で大統領の緊急命令権を定め、公共の秩序回復のために武力の行使と緊急手段を取ることを認めた。議会政治が機能しない場合に、大統領が活動できるようになっていた。社会民主党、中央党、ドイツ民主党の連立政権で開始されたが、他の多くの党が反ヴァイマル共和政であった。ヴァイマル共和国憲法は、第一編 ドイツ国の構成および任務（第1章 ライヒとラント、第2章 ライヒ議会、第3章 ライヒ大統領及びライヒ政府、第4章 ライヒ参議院、第5章 ライヒの立法、第6章 ライヒ行政、第7章 司法）第二編 ドイツ人の基本権及び基本義務（第1章 個人、第2章 共同生活、第3章 宗教及び宗教団体、第4章 教育及び学校、第5章 経済生活）経過規定及び終末規定などの内容である。

において、公共の安全及び秩序に著しい障害が生じ、またはその恐れのあるときには、ライヒ大統領は、公共の安全及び秩序を回復させるために必要な処置を取ることができ、必要な場合には、武装兵力を用いて介入することができる。この目的のために、ライヒ大統領は、一時的に、第114条 [=人身の自由]、第117条 [=住居の不可侵]、第117条 [=信書・郵便・電信電話の秘密]、第118条 [=意見表明等の自由]、第123条 [=集会の自由]、第124条 [=結社の権利]、及び第153条 [=所有権の保障] に定められている基本権の全部または一部を停止することができる⁴²。この憲法の規定に基づいて、ナチス政権の行動のために、ドイツ人の基本的人権を廃止し、ライヒの権限において、各州の権利を奪い、社会を運営するという法律であった。ナチス党は、1930年の選挙において、第二党となったが、1932年の選挙においては、同じく第二党でありながらその獲得得票数は減少した。そこで、ナチス党は、選挙時に、ドイツ共産党による国会放火事件が行われたという口実で、ドイツ共産党の議席を失効させ、共和国議会で過半数の議席を持つように自党の権限を強化した。これに対して、ドイツ共産党とその支持勢力は1920年のカップ一揆と同様に全ストによる対抗という政策を取ろうとしたと言われる。しかし、そうした抵抗は実行できないままこの憲法の基本権侵害の法案は実施された。ナチスが主導して作成した前記の法令「民族と国家を保護するためのライヒ大統領命令」の冒頭には、「ライヒ憲法第48条第2項に基づき、共産主義的な、国家公安を害する暴力行為を防止するために」という前書きが掲げられている。当面の敵が、共産党にあることは明白である。しかし、1933年4月7日に発布された「職業官吏制の再建に関する法律」の第2項aにおいては、[共産主義者・社会民主主義者の免職]に関して、「(1) 共産党もしくは共産主義的援助・補充組織に所属し、またはその他、共産主義の趣旨にそって活動した官吏は、免職するものとする。

⁴² 高田敏・初宿正典、編訳者『ドイツ憲法集』信山社出版局、第5版、2007年。124頁

…… (2) 将来においてもマルクス主義（共産主義又は社会民主主義）の趣旨にそって活動する官吏も、これを免職するものとする」と明記されており、ナチス党が共産党だけでなく社会民主党もふくめて基本的人権の剥奪をめざしていたことは明らかである。ナチス党は、1923年のミュンヘン一揆を引き起こしたとき、武力でもって共和国を崩壊させる姿勢を持っていた。しかし、1924年の共和国議会の選挙には参加し、議会で同党への賛成票を得ようと努力した。

他方、ヴァイマル共和政を支えていた三大政党のうち、自由主義者と民主主義者を容していたドイツ民主党は1920年から1930年までの議会選挙において驚くべき減少に合う。その理由は、そうした自由主義的なブルジョワジーが勢力を失ったことを意味する。そのかわり、伝統的に帝政を支持していたドイツ国家人民党が、分裂し、共和国の議会選挙に加わり、さらには政権を支持する中で、議会政治に参加してきた。その代表は、フーゲー・シュトライザントである。かれは共和国初期に、10ヶ月ばかり首相となり、その後はヴァイマル連合の支配する内閣で、4年間にわたり外務大臣を務めた。相対的安定期に、戦時賠償の支払いとドイツの国際連盟への参加などに貢献し、ノーベル平和賞を授けられた。しかし、ドイツの経済恐慌の開始したころ、1930年に脳溢血で倒れた。かれは賠償金の支払いを行いながら、ドイツの経済復興を図ろうとする立場に立ち、ローザンヌ会議などによる賠償金の減額の努力を行った。彼が死亡しなければ、ヴァイマルの議会政治はもっと長続きたのではないかとされている。かれはドイツ国家人民党の議員として、共和国の初期には共和国への反対勢力であったが、漸次、議会政治の枠内で政治を行うという立場に移行した⁴³。しかし、1930年以後、ブルーメンベルク首相、パーペン首相をへて、1933年にヒトラーが首相に任命さ

⁴³ 野田宣雄「シュトレゼマン外交とヴァイマル共和政の安定」、史林（1941）44（6）784-780。シュトレゼマンについての我が国での研究は少ない。

れ、前記のような基本的人権を認めない大統領令が実施提起されるに至って、共和国の議会政治は破壊され、ナチスによるファシズム独裁が実施されてゆく。

だがそのためには、戦時賠償金の支払いという加重な負担がなければよかった。その意味では、ヴェルサイユ条約によって約束された戦時賠償の支払いという条件が、ドイツにとってはあまりにも大きかったということができるだろう。ナチスの主張の中でも、戦時賠償を行わないという主張が、国民のかなりの支持を得たのではないだろうか。

第一次大戦の戦時賠償の支払い問題と1929年以来のドイツ経済恐慌の負担が、ナチスの独裁のもとで、民族主義的な東欧への進出を推し進め、第二次大戦への道を切り開いたのではなかろうか。

The Origins of the German Economic Crisis (1929–1931) and It's Social-and Political Influences to the Weimar Republic

Hozumi Toshihiko

abstract

I would like to write in this thesis why the Weimar Republic had transferred into Nazi Germany. At first, I would like to explain the origin of the German Economic Crisis which broke out at the end of 1929 and continued to 1931. An important economic pressure of Weimar Republic was the compensation of Germany to the victorious nations of the First World War. On this great compensation was disputed while Germany and England, France, and United States of America. The Dawes Plan had made a new Plan and under this plan Germany paid compensation from 1924 till 1929. And further some international conferences opened in 1930. And the origin of German Economic Crisis came after the great American Great Economic Crisis, which opened at 1929 in New York. In order to explain the German Economic Crisis, you should utilize the war compensation, the capital transaction from USA and so on. After the First World War, Germany had to pay the compensation and do economic growth, they took money from USA, Great Britain, Holland. But the Great Economic Crisis had to do difficult of this money compensation. So Germany could not do economic growth. And from this German Economic Crisis the social problem happened. The number of the unemployed were more in industry field. And the middle class such as white-collar and small merchandise and small farmers grew more political radical. These radical middle classes had more sympathy to Nazis.

The third problem was the question of the Weimar Republic. The Constitution of Weimar Republic was estimated high social and democratic constitution. But there was a non democratic rule in this constitution. The German President of Weimar Republic had a privileged right from the 48 item of the Constitution. If the national assembly (das Reichstag) cannot approved the important bill, the president have a right to decide the problem. While the last period of the Republic, the president (Hindenburg) had used this method. So NSDAP could gain the national sovereignty. I would like to explain these three problems.